

◎議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案 新旧対照表  
 ○三重県リサイクル製品利用推進条例（平成十三年三重県条例第四十六号）（第一条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定の申請及び通知等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、<u>第一項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、<u>同項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</u></p> <p>（認定の取消し等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>次条第二項の規定による報告をしないとき。</u></p> <p>四（略）</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は<u>第一項若しくは前項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしない。</u></p> <p>4・5（略）</p> <p>（認定生産者の義務）</p>	<p>（認定の申請及び通知等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、<u>同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、<u>前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</u></p> <p>（認定の取消し等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>第十一条第二項の規定による報告をしないとき。</u></p> <p>四（略）</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は<u>第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしない。</u></p> <p>4・5（略）</p> <p>（認定生産者の義務）</p>

<p>4 (略)</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は前項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は第二項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 (略)</p>
--	---

○県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成十四年三重県条例第四十一号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（役員）

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責に鑑み、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

（役員）

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責にかんがみ、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

（法人形態の転換等）

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等に鑑み、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

（法人形態の転換等）

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等にかんがみ、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 (略)

（自律的運営等への配慮）

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び前三条の規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

2 (略)

（自律的運営等への配慮）

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

○子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（子どもを虐待から守る家）</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であつて次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（子どもを虐待から守る家）</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であつて次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>